## 徳島県告示第十八号

する同法第十四条第三項の規定により公示する。 の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長から、次のように公共測量を実施する旨

令和四年一月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

点、三級基準点測量 十二点)	測量の種類
・六km) ・六kmをび十一・四km~ ・六kmをび十一・四km~七・ がkmをび十一・四km~七・	測量をする地域
令和四年二月二十八日まで	測量をする期間